山中湖村立平野診療所

指定管理者募集要項

令和４年１月１２日

山中湖村

山中湖村診療所指定管理者募集要項

山中湖村立平野診療所の管理運営に関して、指定管理者制度を導入することにより、村民への医療体制の提供継続、医療サービスの向上を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項及び山中湖村立平野診療所条例（令和3年12月17日条例第29号）の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

なお、応募に当たっては、指定管理者制度の趣旨、施設の設置目的、関係法令、本募集要項を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

１．公の施設の概要

（１）名称

山中湖村立平野診療所（以下「診療所」という。）

（２）所在地

山梨県南都留郡山中湖村平野１４１番地の１

（３）管理開始時期

令和４年４月１日

（４）施設概要

①建設年度 平成２年度（平成２４年度リニューアル１１４．７５㎡）

②構造 鉄骨造

③階数 ２階建

④敷地面積 ５６１．９８㎡

⑤延床面積 ２７４．４９㎡

（１階：診療所　１６３．６８㎡、２階：医師住宅　１１０．８１㎡）

⑥施設内容 診察室、点滴室、事務室、待合室、Ｘ線室、他

⑦医療機器

・電子内視鏡スコープ　GIF－Q１５０X　 １式

　　・電子内視鏡スコープ　GIF－XP１５０N　１式

　　・超音波診断装置　SONIMAGE613　１式

　　・AED－２１００V　１台

・Ｘ線テレビ撮影装置　KXO-25SS型(200V仕様) 　１式

　　・CRシステム　FCR PRIMA　１式

・心電計　ECG-3350　１式

　　・東芝カラーTV３２型　３２S１０　１台

　　・東芝エアコンRAS－２５５SP　２台

　　・東芝エアコンRAS－２８５SP　４台

　　・東芝エアコンRAS－４０５SP　１台

　　・ガス湯沸し器　パロマPH－５BV　１台

　　・ACE壁付ポストTN３２DR　１台

　　・ｺｸﾖ　ｸﾛｽｽｸﾘｰﾝSN-CY664BN　１台

　　・TEC ﾚｼﾞｽﾀｰ MA-500-5-Rﾋﾟｭｱﾎﾜｲﾄ　１台

　　・ｵｶﾑﾗ ｶﾙﾃ棚 L849AZ-ZA75　900W×450D×2150H　１式

　　・ｵｶﾑﾗ CG-Rﾁｪｱ肘無CN+CN33VR-FM36 ﾌﾞﾙｰ色　２台

　　・ｵｶﾑﾗ CGｽｼｰﾙL892RG-PB22 ﾐﾝﾄｸﾞﾘｰﾝ色　６枚

　　・ｵｶﾑﾗ ｴｽｸｰﾄﾞﾁｪｱｰ肘付　C441GS-FHB5　１台

　　・ｵｶﾑﾗ A4横1列ｸﾘｽﾀﾙｹｰｽ　4UB2AE-ZA75　400W×300D×950H　１台

　　・卓上高圧蒸気滅菌装置　ﾋﾙｿﾝﾃﾞｯｸHF220　１台

　　・ｵｶﾑﾗ 片袖机 3VB6AJ-MK28　1200W×700D×720H　２台

　　・ｵｶﾑﾗ 一般診察台 L872RB-PB21 ﾗｲﾄﾌﾞﾙｰ1800W×700D×550H　３台

　　・ｵｶﾑﾗ 診察台ｶﾊﾞｰ　L872RR-FR97（ﾎﾜｲﾄ）　６枚

　　・ｷｬﾉﾝ ｲﾝｸｼﾞｪｯﾄﾌﾟﾘﾝﾀ　TS5030　１台

　　・除湿機　東芝RAD-CS100X(W)　３台

　　・石油ﾌｧﾝﾋｰﾀｰ　ｺﾛﾅFH-ST3614BY（W)　　３台

　　・東芝掃除機　VCーPD8A　１台

　　・冷凍冷蔵庫　UR-D90F(W)　２台

　　・ﾊﾟﾅｿﾉｯｸFAX機能付電話機　KX-PD703UD　１台

・ブルーヒター　１台

（５）管理運営に係る経費の実績（過去３年間）

令和元年度　３５，０００千円（実績）

令和２年度　３４，０００千円（実績）

令和３年度　３４，０００千円（予算額）

２ 指定管理者に行わせる管理の業務（※詳細は、「山中湖村立平野診療所指定管理業務仕

様書」による。）

（１）施設及び設備の維持管理に関する業務

（２）その他、運営に関する事務のうち村長が定める業務

３ 管理を行わせる期間（指定期間）

令和４年４月１日から令和７年３月３１日まで

４ 管理運営に要する経費等

（１）施設管理に係る委託料

①村は施設の管理運営に要する経費を、毎年度の予算の範囲内において指定管理者へ委

託料として支払います。

②委託料の支払時期や支払い方法等は、協議の上、年度協定書で定めます。

③指定期間の予算総額は１０２，０００千円を限度とします。

（２）備品管理について

現在使用している備品等については、無償貸与としますが、必要に応じて確認してく

ださい。

５ 申請をする団体に必要な資格

（１）申請をする団体に必要な資格

①国税、都道府県税、市町村税について滞納がないこと

（２）申請をすることができない団体

　①法律行為を行う能力を有しない者

　②破産者で復権を得ない者

　③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の４第２項（同項を準用する場合を含む。）の規定により本村における一般競争入札等の参加を制限されている法人等

　④会社更正法（平成１４年法律第１５４号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により更正または、再生手続きをしている法人

　⑤指定暴力団の構成員、その他契約相手としてふさわしくない者

６ 管理の基準

指定管理者は、以下の基準により施設を管理運営する必要があります。

（１）関係法令、条例及び規則を遵守し、適正に施設の管理運営を行うこと。

施設の設置条例など、関連する法規を遵守し、業務を実施すること。

（２）施設設備及び備品の維持管理を適切に行うこと。

利用者が快適に施設を利用できるよう、適切な維持管理を行うこと。

（３）指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

個人情報保護法や村の個人情報保護条例を遵守するとともに、個人情報の取り扱い

に関する内部規定を作成するなど、その取り扱いに十分に注意を払った体制を整備

すること。

７ 指定管理者と村との責任分担

指定管理者と村との責任分担は、原則として次の表のとおりとします。

ただし、表に定める事項に疑義のある場合、又は定めのない事項については、指定管理

者と村が協議して定めることとします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項　　　目 | | 指定管理者 | 村 |
| 施　設 | 改修又は大規模修繕 |  | 〇 |
| 修繕 | 協定で定める | |
| 事故・災害等による施設等の修繕 | | 事案による | |
| 施設の火災保険加入 | |  | 〇 |
| 施設利用者の被災に対する責任 | | 事案による | |
| 利用者に係る保険の加入 | | 〇 |  |

※１ 指定管理者の故意又は過失、協定書等に定められた管理を怠ったことによる毀損・滅

失は、金額の多寡にかかわらず指定管理者が購入、修繕等を行うこととします。

※２ 施設サービスの提供に支障がないと村が判断した場合には、修繕を見合わせる場合が

あります。

※３ 施設の修繕に関する責任分担については、村と指定管理者の協議により、協定で定め

ます。

８ 指定管理業務の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1. 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場

合には、速やかに村に報告しなければなりません。

1. 指定管理者の責に期すべき事由により適正な施設管理が困難となった場合又はその

おそれがあると認められる場合は、村は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間

を定めて、改善策の提出及びその実施を求めることができます。

この場合において、指定管理者が定められた期間内に改善することができなかった

ときには、村は、指定管理者の指定を取り消すことができます。

（３）指定管理者が村の指示に従わないときや指定管理者の財務状況が悪化するなど指定

管理業務の継続が困難と認められる場合は、村は、指定管理者の指定を取り消すこ

とができます。

（４）（２）又は（３）により指定管理者の指定を取り消され、村に指定管理者の債務不

履行による損害が生じた場合には、賠償の責めを負うこととなります。

（５）不可抗力その他村又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定管

理業務の継続が困難となった場合には、村と指定管理者は、指定管理業務の継続の

可否について協議することとします。

９ 選定の方法、基準及び時期

1. 山中湖村所管施設指定管理者（候補者）選定委員会において、次に掲げる①から⑥

の選定基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

なお、審査基準は次のとおりです。（括弧内は配点）

山中湖村診療所の指定管理者（候補者）選定の審査基準

①施設の設置目的及び管理運営に関する考え方（２０点）

　・提案全般を通じて、提案全般を通じて、指定管理者となる意義や責務を認識してい

るか

・山中湖村の公の施設としての役割・機能に関する基本的な考え方や法令遵守につい

て認識し、対応しているか

・事業者が提案した運営方針が施設の設置目的及び方針に沿っているか

・当該公の施設の利用者の平等な利用及び個人情報が保護できるものであるか

②管理運営体制（２０点）

・人員体制は十分か、安定的な運営が可能となる人的能力は十分か

・従事者の指導育成、研修体制は十分か

・緊急時の対応策が十分検討され、確保されているか

・類似施設等を良好に運営した実績があるか、過去に運営を行った医療機関での重大

事故実績はないか

③管理運営計画（１５点）

　・診療体制向上の観点から、利用者等への診療の提供にあたっての理念・考え方

　・地域医療への貢献が見込めるものであるか

　・現行の診療機能の維持や充実のための方策について適切な計画になっているか

④維持管理計画（５点）

　・維持管理計画は明確かつ実現可能範囲か、安全管理や設備の保守点検・修繕は適切

か

　　⑤事業収支計画（１０点）

　　　・収支計画は適正なものであるか、経費削減に向けた取り組みがなされているか

　　　・団体の財務状況は健全か

　　⑥価格点（３０点）

選定は、２月１６日（水）に行い、その結果については、書面により通知します。

１０ 申請の手続

（１）指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて提出

してください。

①定款若しくは寄付行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

②役員の名簿及び履歴を記載した書類

③組織及び運営に関する事項を記載した書類（法人等の組織図や業務執行体制等が分

かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類）

④申請の日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業活動の概要を記載

した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類

⑤指定の期間に係る当該施設の事業計画書及び年度ごとの収支予算書

⑥５（２）に該当しない旨の誓約書

⑦国税、都道府県税、市町村税について滞納がないことの証明書

⑧その他村長が必要と認める書類

（２）提出場所

郵便番号４０１－０５９５ 山梨県南都留郡山中湖村山中２３７番地の１

山中湖村役場 福祉健康課（電話 ０５５５－６２－９９７６）

（３）提出期限

令和４年２月１０日（木）午後５時まで（郵送による提出の場合は、当日必着）

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更及び追加は認めません。

（４）提出部数等

正本１部、副本６部（複写可）を提出してください。

（指定管理者指定申請書類のうち、法人の登記事項証明書については正本１部のみ提

出してください。）

（５）質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

①受付期間　令和４年１月１２日（水）～１月２１日（金）午後５時まで

②受付方法　質問票（様式５）に記入のうえ、「１４ 問い合わせ先」に提出してくだ

さい。

また、ファクシミリ、電子メールでの提出も受け付けます。

なお、電話、訪問、口頭などによる質問は受け付けません。

③回答方法　書面で回答します。

（６）著作権の帰属等

事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、村は、指定管理者の決定の

公表等必要な場合には、事業計画書の内容を無償で使用できるものとします。

また、提出された書類については、山中湖村個人情報保護条例の規定に基づき非公開とすべき箇所を除き、公開されることがあります。なお、提出された書類は理由の如何にかかわらず返却しません。

（７）費用の負担

申請に要する経費は、申請者の負担とします。

１１ 説明会

（１）日時

令和４年１月２６日（水） １４時００分

（２）場所

山梨県南都留郡山中湖村山中２３７番地の１

山中湖村老人福祉しあわせセンター

（３）その他

説明会への参加を希望する団体は、説明会前日の正午までに「１５ 問い合わせ先」に

連絡してください。

１２ 応募者プレゼンテーション

（１）日時

令和４年２月１６日（水） １５時００分

（２）場所

山梨県南都留郡山中湖村山中２３７番地の１

山中湖村老人福祉しあわせセンター

（３）その他

プレゼンテーション（２０分程度）、質疑（１０分程度）を予定しています。

１３ 指定後の手続き

（１）協定の締結

施設の管理及び運営に関する業務の内容、及び細目的事項等について、村長と指定

管理者が協議のうえ、協定を締結します。

（２）指定管理者準備業務

指定管理者として指定された法人は、サービスの水準の維持を図るため、村と十分に

協議のうえ、指定から令和４年３月にかけて、円滑に移行できるよう必要な準備を進

めるものとします。

１４ 公募から管理運営までのスケジュール

令和４年１月１２日（水） 募集開始（ホームページ等）

令和４年１月１２日（水）～１月２１日（金） 質問事項の受付

令和４年１月２６日（水） 説明会の開催

令和４年２月　１日（火）～２月１０日（木） 申請書等の受付

令和４年２月１６日（水） 応募者プレゼンテーション

令和４年２月１６日（水） 審査委員会による候補者の選定

令和４年２月下旬　　　　 指定管理者の議決

令和４年２月下旬　　　　 指定管理者の指定（告示）

令和４年４月　１日（金） 指定管理者による管理運営の開始

１５ 問い合わせ先

山中湖村役場 福祉健康課

電　話 ０５５５－６２－９９７６

ＦＡＸ ０５５５－６２－９９８１

E-mail kenkou@vill.yamanakako.lg.jp

１６ 添付資料・様式

（１）指定管理者指定申請書（第１号様式）

（２）事業計画書

（３）収支予算書

（４）誓約書

（５）質問票

（６）山中湖村診療所指定管理業務仕様書